

海老名市スズメバチ類の巣の除去処理業者登録基準

1 登録申請の要件

除去処理業者の登録申請ができる業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 以下のいずれかに該当していること。
 - ア 海老名市に入札参加登録をしていること。
 - イ 入札参加登録をしていない場合は、別添の海老名市スズメバチ類の巣の除去処理業者認定条件を満たしていること。
- (2) 海老名市内に事務所（本店）があること。
- (3) スズメバチ類の巣の除去処理の実績があること。
- (4) 海老名市が別に定める誓約書の提出ができること。

2 登録申請の手続き

登録の承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 海老名市スズメバチ類の巣の除去処理業者登録申請書(第1号様式)
- (2) 登録に係る誓約書(第2号様式)

3 登録書の交付

- (1) 市長は、申請があったときは、これを審査し、相当と認めたときは、海老名市スズメバチ類の巣の除去処理業者登録書(第3号様式)を交付する。
- (2) 登録内容の有効期間は、登録日から2年以内の市が定めた期間とする。

4 登録の取り消し

- (1) 市長が、登録申請の要件に違反があったと認めたときは、除去処理業者の登録を取り消すことができる。
- (2) 市長は、除去処理業者から、登録を取り消したい旨の申し出があった場合は、これを認めるものとする。

5 施工予定数量の保証

スズメバチ類の巣の予定数量は保証しない。

6 対象となるスズメバチの種類

| スズメバチ属 V e s p a | クロスズメバチ属 V e s p u l a | ホオナガスズメバチ属 D o l i c h o v e s p u l a |
|---------------------|---------------------------|---|
| オオスズメバチ | クロスズメバチ | キオビホオナガスズメバチ |
| キイロスズメバチ | シダクロスズメバチ | シロオビホオナガスズメバチ |
| コガタスズメバチ | ツヤクロスズメバチ | ニッポンホオナガスズメバチ |
| モンズメバチ | キオビクロスズメバチ | ヤドリホオナガスズメバチ |
| ヒメスズメバチ | ヤドリスズメバチ | |
| チャイロスズメバチ | | |
| ツマグロスズメバチ | | |
| ツマアカスズメバチ | | |

海老名市スズメバチ類の巣の除去処理業者認定条件

入札参加登録をしていない者は、次の要件を全て満たさなければならない。

- 1 海老名市暴力団排除条例第7条に基づき、暴力団又は暴力団員等と関係していないこと。
- 2 市税を滞納していないこと。
- 3 下表の書類を提出できること。

| 項番 | 提出書類名 | 説明 | 提出条件 |
|----|-------------------------|---|---|
| 1 | 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書 | 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨を誓約する書類。 | |
| 2 | 納税状況調査及び暴力団員等調査同意書 | 納税調査及び暴力団員等調査に同意する書類。 | |
| 3 | 役員名簿 | 役員の氏名、住所、生年月日が記載されているもの。 | |
| 4 | 履歴事項全部証明書（原本）又は、開業届（写し） | 履歴事項全部証明書は、法務局が発行している書類。税務署に提出している開業届の写し。 | 申請日から起算して、前3か月以内に発行されたものを提出。（履歴事項全部証明書） |